

平成27年9月8日

住宅局建築指導課

シンドラエレベータ(株)元社員による人為的なエレベーター
閉じ込め事案に関する緊急点検結果について

平成27年8月12日に公表したシンドラエレベータ(株)(以下、「シンドラ社」という。)元社員*による人為的なエレベーター閉じ込め事案に関連して、国土交通省からシンドラ社に対し、元社員が保守点検等に関与した可能性がある物件について緊急点検を行い、その結果を報告するよう指示していたところ、このたびシンドラ社から点検の結果について報告がありましたので公表いたします。 ※シンドラ社は平成27年8月5日付けで同社員を懲戒解雇

1 緊急点検を行ったエレベーター等*の範囲

① 今回の閉じ込め事案があった物件のエレベーター

② 事案が発覚した8月2日までに元社員が保守点検又は故障対応を行った物件のエレベーター等 ※エレベーター等：エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機

2 緊急点検の対象台数

東京都、千葉県及び茨城県の22物件(共同住宅、事務所ビル、ホテル等)における計86台

3 緊急点検の内容

建築基準法に基づくエレベーター等の定期検査基準*に準じた内容とし、点検結果については、国土交通省及び所管特定行政庁に対して報告すること

※昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第283号)

4 シンドラ社からの緊急点検結果の報告内容

今回の閉じ込め事案があった物件のエレベーター及び事案が発覚した8月2日までに元社員が保守点検又は故障対応を行った物件のエレベーター等については、いずれも元社員の人為的な関与が疑われる機器の異常がないことを確認した。

※ なお、5台のエレベーターに部品の劣化等に係る指摘(かご内の表示器のランプ切れ等)があり、対応を指導中。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長 安藤恒次(内線 39-571)

課長補佐 齋藤健一(内線 39-513)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8513